

松江市 報道機関配布資料

令和 8 年 7 月 22 日

件名

令和8年度第1回松江市文化財保護審議会の開催について

内容

- 1 開催日時 令和 8 年 7 月 27 日 13 時 30 分～（おおむね 2 時間）
- 2 場所 松江市役所 本庁 5 階 第 2 常任委員会室
- 3 設置根拠、議題など 別紙のとおり
- 4 委員名簿 別紙のとおり

【問い合わせ】

文化スポーツ部 文化財課

担当：藤井・山根

電話：55—5520

松江市文化財保護審議会 委員名簿

松江市文化財保護審議会条例第4条の規定による委嘱

役 職	氏 名	専 門 分 野	職 名 等
委員	足 立 正 智	建造物	島根県建築士会 相談役 建築設計事務所 飴屋工房 代表
委員	大 林 潤	建造物	奈良文化財研究所 上席研究員
委員	和 田 嘉 宥	建造物	米子工業高等専門学校名誉教授
委員	藤 間 寛	工芸品、絵画、彫刻 (日本美術)	島根県立美術館館長
委員	的 野 克 之	工芸品、絵画、彫刻 (仏教美術)	島根県立石見美術館館長 松江歴史館学芸専門監
会長	佐 藤 信	歴史資料(古代史)	東京大学名誉教授 横浜市歴史博物館館長、くまもと文学・歴史館館長
委員	長谷川 博 史	歴 史 資 料 (中 世 史)、古文書	島根大学教育学部教授
委員	小 林 准 士	歴 史 資 料 (近 世 史)、古文書	島根大学法文学部教授
委員	石 山 祥 子	民俗文化財	島根県教育庁文化財課古代文化センター 専門研究員
委員	喜 多 村 理 子	民俗文化財	民俗研究者
副会長	松 本 岩 雄	考古資料	島根県立八雲立つ風土記の丘顧問
委員	山 本 悦 世	考古資料	岡山大学名誉教授
委員	佐 藤 仁 志	動物、植物	元島根大学非常勤講師
委員	澤 田 順 弘	地質鉱物	島根大学名誉教授

14 名（専門分野・50 音順）

任期 ： 令和 7 年 9 月 1 日～令和 9 年 8 月 31 日

令和8年度 第1回 松江市文化財保護審議会

日 時 : 令和8年7月27日(月) 13時30分～

会 場 : 松江市役所本庁 第2 常任委員会室 (5階)

1 報告事項

報告1) 松江市美保関重要伝統的建造物群保存地区選定(文化審議会の答申)

報告2) 福寿苑店舗の登録有形文化財(建造物)登録

報告3) 史跡松江城整備基本計画の策定

報告4) 国宝松江城天守保存修理工事基本計画の策定

報告5) 史跡小泉八雲旧居保存活用計画の策定

報告6) 重要文化財木幡家住宅保存活用計画の策定

※以降、非公開

報告7) 八幡鹿島山古墳の史跡指定に向けた進捗

2 議事

議事1) 大庭向山古墳の史跡指定

3 その他

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定に基づき、松江市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

附 則(平成17年3月31日松江市条例第383号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(松江市文化財保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

19 この条例の施行前に附則第9項の規定による改正前の松江市文化財保護審議会条例第4条の規定により委員に委嘱された者で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に当該委員の任期に残任期間があるものは、施行日に附則第9項の規定による改正後の松江市文化財保護審議会条例第4条の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、改正後の松江市文化財保護審議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、残任期間とする。

附 則(令和4年3月30日松江市条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。